

## 志願先変更手続の概略図

区分	旧志願先 高等学校長	関係書類	中学校長	関係書類	新志願先 高等学校長
他校への出願  一般		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">①志願変更届 (18)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">①志願取消証明書 (19)</div>	←	<p>(定時→全日へ変更する場合は新入学願書に 1,250 円分の茨城県収入証紙を貼る。)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">                     ①入学願書&lt;志変用&gt;(17-1)                      ②新調査書(9-1)                      ③志願取消証明書(19)                      ※ 特色選抜に出願する場合は、志願理由書等(3-1や3-2、3-3)も提出                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     ①受検票&lt;志変用&gt;(17-2)                      ②入学志願者書類受領証                      (事務処理要領に掲載)                 </div>	←
同一の学校内変更  一般 全日→全日 全日→定時 定時→定時		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">                     ①志望変更届 (20)                      ②入学願書&lt;志変用&gt;(17-1)                      ※ 特色選抜に出願する場合は、志願理由書等(3-1や3-2、3-3)も提出                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     ①受検票&lt;志変用&gt;(17-2)                      ②入学志願者書類受領証                      (事務処理要領に掲載)                      ③志望変更届受理証(21)                 </div>	←		
※第2志望のみの変更も含む。  一般  定時→全日		<p>(新入学願書に1,250円分の茨城県収入証紙を貼る。)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">                     ①志望変更届 (20)                      ②入学願書&lt;志変用&gt;(17-1)                      ※ 特色選抜に出願する場合は、志願理由書等(3-1や3-2、3-3)も提出                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     ①受検票&lt;志変用&gt;(17-2)                      ②入学志願者書類受領証                      (事務処理要領に掲載)                      ③志望変更届受理証(21)                 </div>	←		

志願先変更期間：令和7年2月17日（月）、2月18日（火）

- 注1 志望変更届受理証は、中学校長又は本人が保管するものとする。
- 2 他校への変更をする者については、新入学願書とともに新たに作成した調査書を提出するものとする。  
なお、特色選抜に出願する者については、併せて志願理由書等を提出するものとする。
- 3 同一学校内の変更については、新入学願書を提出するものとする。  
なお、特色選抜に変更する者については、併せて志願理由書等を提出するものとする。
- 4 自己申告書、転入に関する書類等は、新志願先高等学校長に提出する。ただし、旧志願先高等学校長から受け取り、新志願先高等学校長へ提出することもできる。
- 5 ( ) 内の数字は様式番号を示す。
- 6 帰国子女特例選抜、外国人特例選抜及び定時制の成人特例選抜から一般入学への変更については、上記概略図に準じて取り扱うものとする。
- 7 連携型入学者選抜から他校の一般入学への変更については、上記概略図に準じて取り扱うものとする。
- 8 詳細については、本実施細則の各項を参照する。